

明治時代の小学校

江戸幕府が倒れたばかりの明治初期，各地に「学校」と名の付くものが作られましたが，それは藩が独自に作ったもので，地方によって，その数や内容に差のあるものでした。

このため，すべての国民が最低限の教育を受けられるようにしたいと考えた明治政府は，明治5年に「学制」を發布しました。この「学制」は，基本的な学校制度を定めたものであり，明治12年から40年にかけて計7回にも及ぶ小学校制度の改正が行われました。

この制度改正の過程で，義務教育期間は，当初は8年でしたが，当時貴重な労働力でもあった子どもたちを8年間も就学させることは社会の現状に合わなかったこともあり，その後，4年となり，就学率の上昇を待って6年となりました。また，当初は有償だった義務教育の授業料も，明治33年の改正で原則無償となりました。さらに，当初の小学校では進級試験が厳格で，低学年に落第生がたまっていました。そのため，落第を苦しめた不登校児童が問題となり，明治33年には，この進級試験は廃止されました。

こういった，たゆみない教育制度改正と町村合併による町村の資力の増加，産業の発展，旧寺子屋の活用，奉公に出ていた子どもたちのための夜学校や水上小学校の設置などの結果，最初は低かった就学率も，明治末年には98%にまで高まりました。

一方，明治10年代後半からは遠足が，明治の後半には，運動会や学芸会も各学校で行われるようになりました。これらは町ぐるみ，村ぐるみの行事としてとらえられていたようであり，この頃の学校が今でいう地域の生涯学習センター的な役割も果たしていたことが分かります。

